

寄稿

ことばの教室がインクルーシブ教育システム構築に  
果たす役割

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官 庄司 美千代



# ことばの教室がインクルーシブ教育システム構築に果たす役割

## はじめに

教育課程の基準である学習指導要領等の改訂に向け、約2年間に渡る審議が取りまとめられ、平成28年12月21日「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下、「答申」という。）が中央教育審議会より出された。急速な情報化や技術革新、グローバル化などにより、将来の変化を予測することが困難な時代を迎え、子供達に新しい社会の在り方を自ら創造することができる資質・能力を育むことが求められている。

また、答申では、障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システム構築を目指し、子供達の自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場それぞれにおいて、子供達の十分な学びを確保していくことの重要性を指摘している。そのため、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要があるとしている。

「ことばの教室」は、言語障害のある子供達が障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする多様な学びの場の一つである。その指導をより一層充実させることは、子供達が在籍する通常の学級における学びを支えることにつながるものである。インクルーシブ教育システムの理念を踏まえると、「ことばの教室」が果たす役割は、特別の指導の場だけに限定されるものではないと考える。

本稿では、「ことばの教室」がこれまで培ってきた専門性が、インクルーシブ教育システム構築に果たす役割とはどのようなものかを学習指導要領改訂の方向性と関連させながら考えてみたい。

## 1 「ことばの教室」が培ってきた専門性

「ことばの教室」が培ってきた専門性について、本稿では、四つの視点から考えてみたい。まず、一つ目は、「言語」を対象とした教育実践で培われた専門性である。二つ目は、教科とは異なる自立活動の指導実践で培われた専門性である。三つ目は、通級による指導という教育形態の実践で培われた専門性である。四つ目は、保護者や学級担任、医療等の関係機関との連携による実践で培われた専門性である。

### （1）「言語」を対象とした教育実践で培われた専門性

「ことばの教室」で行われている主な指導として、構音に関すること、吃音など言葉の流暢性に関すること、言葉の遅れに関することが挙げられる。本研究における研究協議会では、このような言語の諸側面に関する指導を行うため、ことばの教室担当者が、それぞれの地域で研修や事例研究会を行い、専門性を継承・発展させる努力を続けていることが

報告された。

言語を対象とした教育の専門性の基盤として、言語の獲得や発達に関する知識・理解が挙げられる。さらに、研究協議会での実践報告や本研究の調査結果等を踏まえると、担当者が重視している専門性として、子供が言語を獲得していく過程やその環境の在り方に関する理解、言語のもつ機能に関する理解なども重視されている。言語を獲得したり発達させたりする際の環境とは、例えば、子供がコミュニケーションをする相手の接し方や反応の在り方などのことである。また、言語のもつ機能とは、意思の伝達や思考の道具としての機能、行動調節の機能、感情表出の機能などのことである。

母語となる言語は周囲との関わりを通して獲得されていくものであることから、子供自身の言語症状のみに注目するのではなく、子供を取り巻く言語環境や発達の過程に注目しながら子供を理解しようとしていることは重要だと考える。さらに、語彙や統語といった言語体系だけでなく、言語のもつ機能にも注目しながら子供を理解しようとしていることも重視したい。

現行学習指導要領では、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全てにおいて、言語環境の整備と言語活動の充実を図るよう示された。この背景として、平成 12 年、OECD 経済協力開発機構による PISA 調査の結果、わが国の児童生徒には、読解力や知識を活用することなどに課題があることが明らかになったことが挙げられる。これを踏まえ、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（平成 20 年 1 月、中央教育審議会）では、国語をはじめとする言語に関する能力を重視することが示された。また、言語はコミュニケーションや感性・情緒の基盤であり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが重要であることも示された。

これは、障害の有無にかかわらず、言語のもつ機能が子供の豊かな心を確かな学力を支えるものであることが改めて認識されたと理解したい。「ことばの教室」が重視してきた専門性は、言語障害のある子供達だけでなく、全ての子供達に対する教育上の知見や示唆を与えるものだと考えたい。

## （２）自立活動の指導実践で培われた専門性

自立活動の指導は、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。そのため、自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の的確な実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画が作成されている。

小・中学校等の教育は、例えば、国語や算数・数学などの教科の場合、その教育の内容は、児童生徒の発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教

育することにより人間として調和のとれた育成が期待されている。

一方、小・中学校等の特別支援学級や通級による指導においては、児童生徒の障害の状態等を考慮すると、小学校又は中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではない場合がある。このため、例えば、通級による指導では、当該児童の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行うことになる。ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導、すなわち自立活動の指導のことである。

したがって、「ことばの教室」の担当者は、子供達一人一人の実態把握を行い、言語障害の状態とともに、言語障害が学習上又は生活上の困難にどのような影響を及ぼしているのかを把握することに努めている。また、子供達自身の思いや願い、保護者の願い、学級担任の考えなどを踏まえ、一人一人の教育的ニーズを明らかにし、指導目標を設定している。そして、自立活動の6区分の項目の中から、個々の児童生徒に応じて必要な項目を選定し、具体的な指導内容を設定している。

このような個に応じた指導の道筋そのものを考えていく営みを通して、「ことばの教室」の担当者は、子供の困難の状態とその背景や要因を分析したり、意図をもった指導方法を考えたりする専門性を培ってきたといえる。

### （3）通級による指導という教育形態の実践で培われた専門性

通級による指導の制度が平成5年度から実施され、現在、「ことばの教室」の多くは、通級による指導という教育形態をとっている。

通級による指導は、通常の学級とは異なり、限られた時間での指導を継続していかなければならない。小学校で通常の学級を担任している場合は、朝の会から帰りの会や放課後まで、学級担任が子供達と1日をともに過ごすことができる。子供の様子がいつもと異なることに気付いた場合、様子を観察したり、頃合いを見計らって声をかけたりすることが可能である。仮に、厳しく注意する場面があったとしても、帰りの会までに何かしらのフォローをすることが可能である。

しかしながら、週に1～2時間程度しか担当しない通級指導教室の場合、子供との信頼関係を築いたり、子供の心情を探ったりする時間に制限があるため、通常の学級担任よりさらに意識して子供の様子を観察する必要がある。また、毎日指導するわけではないため、通級指導教室で行う指導に対して、育てたい力を明確に設定していないと、学習評価を適切に行うことができなくなる。このため、「ことばの教室」担当者は、子供との信頼関係を築くこと、子供がありのままの自分を表現できるような環境作りに対する意識が非常に高いことが研究協議会等の実践報告から窺えた。

特に、子供を取り巻く環境の一つとして、「ことばの教室」の担当者自身の振る舞いにもとても注意を払っていることに注目したい。子供との信頼関係を築くまでの過程での接し方として、例えば、コミュニケーションを行う相手として子供と同じ目線になってみた

り、子供が自分でできたと思えるようヒントをつぶやいてみせるなどのさりげない支援をしたり、必要なときは正しく導くような指導をしたり、と様々な教師の姿を意図的に見せていくことは、通常の学級における学級経営においても参考となるものと思われる。

#### （４）保護者や学級担任、関係機関等との連携の実践から培われた専門性

わが子の障害とその教育に対する保護者の理解や認識は、保護者自身が障害に対してどのような経験をしてきたか、どのような教育を受けてきたかなどに大きく影響される。また、子供の障害について受け止めたとしても、子供の学習状況や進路選択などにより、新たな不安が生じることもあり、保護者の心情が変化することも多い。さらに、保護者自身が通級による指導を体験したことがない場合が大半であり、言語訓練をする場という印象を抱いて初回来室することが多いことも予想される。

言語を対象とした教育では、（１）で述べたように、子供本人の指導だけでなく、コミュニケーションの相手である保護者や家族、在籍学級の担任などの反応や接し方も重要になる。このため、「ことばの教室」担当者は、子供の指導と併せて、保護者との信頼関係を築くことも重視している。例えば、通級による指導を開始する前の教育相談や初期の指導の際は、保護者の話を十分に聞くように心がけ、保護者が一番気にしていることや不安に感じていること、知りたがっていることなどを把握することが多い。そして、保護者が、わが子のことをどのように見ているのか、「ことばの教室」に何を期待しているのかを捉えたうえで、必要な情報を提供したり、今後の指導について説明をしたりすることが多い。

このような保護者の思いに寄り添い共感を示しながら話を聞く態度や保護者が知りたいことを優先しながら、指導者として伝えたい情報や説明を織り交ぜていく対応の在り方は、学校における様々な保護者とのかかわり方の参考となる点が多い。

また、「ことばの教室」で行われる指導には、様々な活動があり、遊びやゲーム、教師との自由会話なども含まれる。このような活動の意図やねらいは何か、指導した結果、どのような力につながっていくのかなども意識して説明していることが多い。保護者は自分が受けてきた教育や自身の経験に基づいて授業や指導を見ているため、指導の意図や見通しを丁寧に説明することは、保護者との共通理解を図る上で非常に大切なことである。

さらに、「ことばの教室」で指導を受けている子供達の中には、医療や福祉などの関係機関に定期的に通ったり、支援を受けたりしていることがある。このため、「ことばの教室」の担当者は、保護者の了解を得ながら、関係機関と連携した指導に当たっていることが多い。例えば、担当する子供が定期的に耳鼻咽喉科等の医療機関を受診する際、保護者の了解を得て、子供の発話の状態や音声の聴取状況などを端的に文書にまとめたり、あるいは保護者を通じて伝えてもらっていることがある。病院は診療時間も限られているため、簡潔に学習の状況を伝える配慮を心がけている先生も多い。また、学校教育の立場として、学習の状況や結果といった事実に基づいた書面に心がけ、医学的な判断に関する言葉遣いをしないよう留意しているという先生の話聞いたことがある。

関係機関との連携をする上で、それぞれの機関の仕事の進め方や立場など、相互理解に基づいた対応が求められるが、このような「ことばの教室」の先生方の配慮や心がけは大変参考になると思われる。

## 2 学習指導要領改訂の方向性と「ことばの教室」に期待される役割

### (1) 学習指導要領改訂の方向性

答申に示された学習指導要領改訂の方向性を図1に示した。

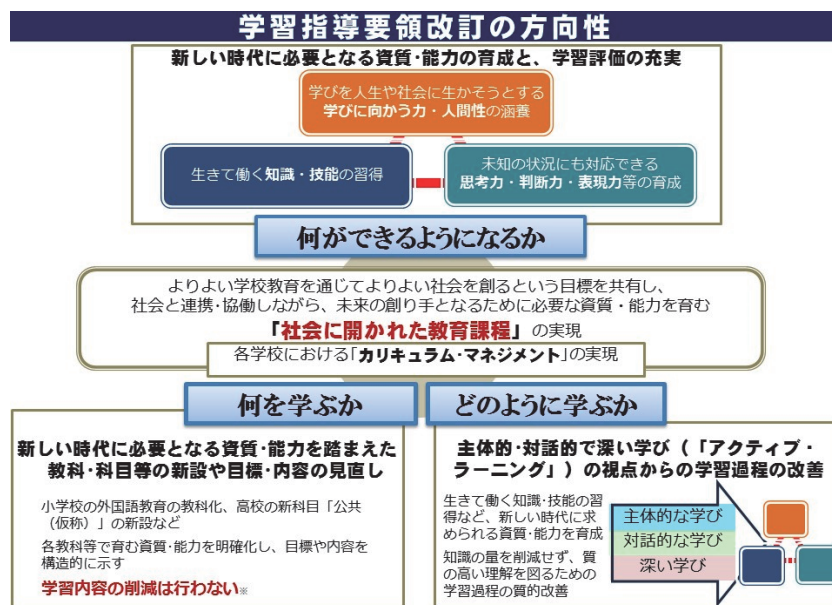


図1 学習指導要領改訂の方向性

今回の改訂に当たっては、子供の視点に立ち、「何ができるようになるか」という資質・能力の視点で教育目標を示し、そのために「何を学ぶか」という教育内容を検討した。そして、「どのように学ぶか」という子供の学びの過程に着目し、主体的・対話的で深い学びという授業改善の視点を示したところである。

また、よりよい学校教育を通じてよい社会を創るという目標を学校と社会とで共有し、連携・協働しながら、未来の作り手となるために必要な資質・能力を育むことがより一層重要となることが示された。このため、学校教育目標を保護者や地域など社会と共有することができるよう「社会に開かれた教育課程」を実現することが求められたところである。

このような改訂の方向性を踏まえ、今後、「ことばの教室」に期待される役割を考えたい。

### (2) 学習の基盤となる言語能力の育成

答申の「第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性」の「第8章 何ができるようになるか 一育成を目指す資質・能力一」では、教育の目標となる資質・能力について述

べられているが、「4. 教科等を越えたすべての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力」の中で、言語能力の育成が今後ますます重要であると示されている。

答申の中で、「言葉は、子供が行う学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるもの」という認識がなされ、現行学習指導要領の基本方針に示した言語環境の整備と各教科等の指導における言語活動の充実を引き続き重視していくものとされている。

さらに、「読解力を支える語彙力の強化、文章の構造と内容の把握、文章を基にした考えの形成など、文章を読むプロセスに着目した学習の充実など、国語教育の改善・充実を図っていくこと」が求められると示されている。このことから、各教科等の指導において、子供達の言語能力に関する実態を把握して指導を行うとともに、国語科を中心としながら各教科等の指導においても国語教育すなわち子供達の言語能力の育成を図っていくことの重要性が示されたといえる。

「ことばの教室」が言語を対象とした指導実践を通して培ってきた言語の捉え方、すなわち言語の役割や発達、言語を用いる環境などの視野をもつことが通常の学級での指導においても大切になるものと理解したい。

「ことばの教室」で行われている指導の一つに、言語機能の基礎的事項の発達を支える指導が挙げられる。例えば、コミュニケーションの態度や意欲を育成したり、その向上を図ったりする指導である。そこで、子供の興味・関心のある話題や体験したことなどの話題で会話をしたり、言葉を用いた遊びやゲームなどを行ったりすることが考えられる。「ことばの教室」の担当者は、それらの活動の意義、すなわち言語のどのような力を育むのか、その力が育まれることで学習や生活にどのような影響があるのかなどを意識しながら指導をしている。通常の学級における様々な活動や各教科等の指導で行う活動を言語の側面から見直し、例えば、音読をすることで育まれる言語能力とはどのようなものか、その結果、学習にどのような影響があるのかなど、通常の学級の担任にも自覚してもらい、意識して言語活動を設定したり、取り組んだりすることが重要だと考える。そのため、「ことばの教室」の先生方には、学校生活や授業等における言語活動とその意義を校内で共有していただきたい。

### （3）各教科等における指導の充実

答申の「第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性」の「第8章 何ができるようになるか 一育成を目指す資質・能力一」の「5. 教育課程全体を通じたインクルーシブ教育システムの構築を目指す特別支援教育」では、今後の特別支援教育を充実するための教育課程編成及び実施に関する具体的な改善について述べている。その中の一つに、通常の学級における教科等の指導における指導の工夫の在り方が挙げられている。「通常の学級においても、発達障害を含む障害のある子供が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や支援ができ



るよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくことが必要」であると指摘している。

具体的には、図2-1～図2-2で示すような改善を行っていくこととなる。例えば、現行の小学校学習指導要領においては、図2-1左側に示すよう、総則の解説において、障害種別の配慮例を挙げているところである。

今後の学習指導要領等の改善に当たっては、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導や支援の工夫のみならず、各教科等の「学びの過程において考えられる困難さ」に対する「指導の工夫の意図」、「手立ての例」を具体的に示すことの必要性が示された。これは、障害種や障害の程度にのみ頼って指導法を考えるのではなく、学習における困難さを把握し、その要因や影響を及ぼしているものが何かを把握した上で、目的や意図をもった指導を工夫することを示している。

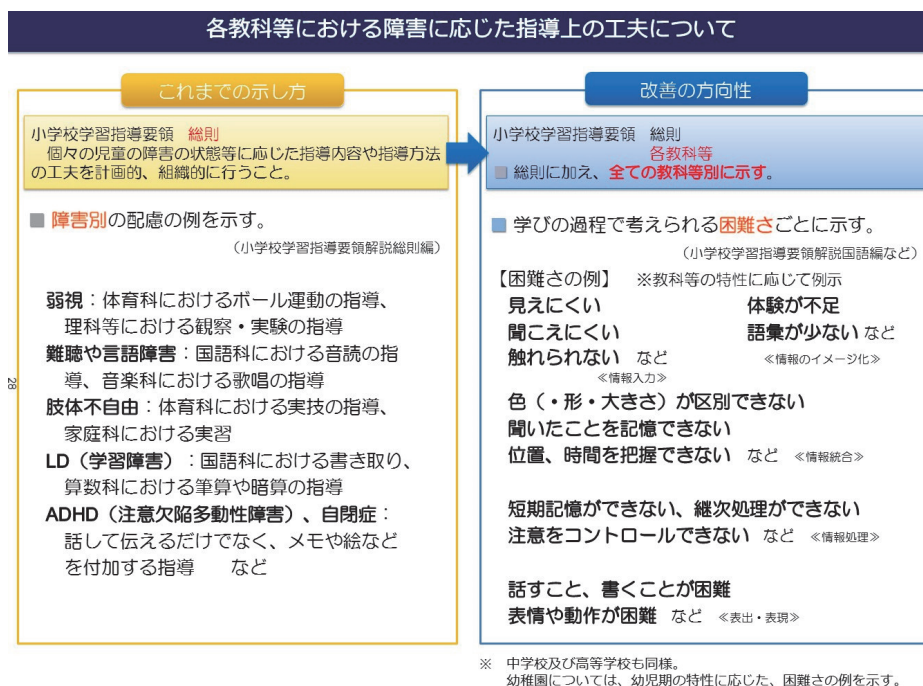


図2-1 各教科等における障害に応じた指導上の工夫について

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、子供たちが十分な学びが実現できるよう、学びの過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**指導上の工夫の意図**】＋【**手立て**】の例を示す。（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要）

【困難さの状態や指導上の工夫の意図、手立ての例の示し方】

（国語科の例）

- **文章を目で追いながら音読することが難しい場合**には、**自分がどこを読むのかが分かるよう**、教科書の文を指等で押さえながら読むよう促したり、教科書の必要な箇所を拡大コピーして行間を空けたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。
- **自分の考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが難しい場合**には、**児童がどのように考えればよいか分かるように**、考える項目や手順を示した学習計画表やプリントを準備したり、一度音声で表現し、実際にその場面を演じる活動を行った上で書かせたりするなどの配慮をする。
- **自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが難しい場合**には、児童が身近に考えられる教材（例えば、同年代の主人公の物語など）を活用し、**文章に表れている気持ちやその変化等が分かるよう**、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
- **自分が書いたものを声に出して読むことが難しい場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、**児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、自分の考えを持つことや表すことに対する自信を持つことができるような配慮**をする。

図 2 - 2 各教科等における障害に応じた指導上の工夫について

言語障害の場合、例えば、教師の指示に応じた行動が苦手だったり、約束をすぐ忘れてしまったりするなどの困難さが見られた場合、その要因は何か、言語による思考や音声の聴取理解の仕方といった言語の諸側面から把握する。このような子供の捉え方を通常の学級の教師にも共有してほしいと思う。図 2 - 2 では、国語科の例を挙げたが、答申の別紙 7 に他教科等の例も挙げているので、このような例を自分の学校の児童生徒に当てはめて考えてみることで、通常の学級の担任にとっても障害のある子供の学習をより深く理解することができるとともに、通級による指導の意義を認識することにつながると思われる。

#### （４）社会に開かれた教育課程の実現

答申の「第 1 部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性」の「第 4 章 学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」」では、社会に開かれた教育課程の実現について述べられている。重要な点として、教育課程を介して教育目標を共有していくこと、求められる資質・能力とは何かを教育課程において明確化し育ていくこと、教育課程の実施に当たり、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりし、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させることが挙げられている。

「ことばの教室」では、保護者や本人の願いを十分に踏まえ、対話を繰り返しながら目標を共有するとともに、指導も目的や意図、見通しなどを丁寧に説明しながら指導を行ってきた経緯がある。このような取組や姿勢は、今後学校全体や通常の学級においても参考

になるものとする。

## おわりに

本稿では、「ことばの教室」が培ってきた専門性が、今後のインクルーシブ教育システム構築や新学習指導要領の理念の実現に寄与すると思われることを述べた。

これまで積み上げてきたことはこのままでよいと捉えるよりも、意義あることと再確認していただき、意識して取り組んでいただくことを望みたい。

## 文献

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2015）. 特別支援教育の基礎・基本 新訂版. ジェイアール教育新社
- 文部科学省（2008）. 小学校学習指導要領解説 総則編. 東洋館出版社.
- 文部科学省（2009）. 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）. 教育出版.
- 文部科学省（2009）. 特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編. 海文堂出版.
- 中央教育審議会（2008）. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）.
- 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会（2016）. 次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ.
- 中央教育審議会（2016）. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）.

